

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		除却の必要性に係る認定
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）